

事 務 連 絡  
令和元年9月6日

指定介護サービス事業所 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )  
高松市健康福祉局介護保険課長

運営規程、重要事項説明書等変更の取扱いについて（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さてこの度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成31年3月28日厚生労働省告示第101号）が公布され、令和元年10月1日から施行されることにより、運営規程や重要事項説明書等の書類の変更が生じることが見込まれます。

このことについて、下記の通りの取り扱いとさせていただきますので、ご確認の程よろしく願いいたします。

記

【運営規程の変更について】

上記基準等の改正に伴い単位数及び負担限度額対象サービス（（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）の食費・居住費の上限額を変更する場合、必要に応じて運営規程の変更を行って下さい。なお、当該変更については、変更届の提出は必要ありません。

【重要事項説明書等の記載と同意について】

重要事項説明書等についても、必要に応じて変更して下さい。利用料金の変更を行った事業所・施設につきましては、入所者・利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、書面によって同意を得るようにして下さい。

以上